

令和5年度土佐和紙商品開発支援事業委託業務プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1)業務名

令和5年度土佐和紙商品開発支援事業委託業務

(2)目的

高知県の土佐和紙生産事業者（以下「和紙生産者」という。）と商品のデザインや制作、販売等を行っている個人事業者や企業等（以下「クリエイター等」という。）とのマッチングの機会を創出する。

さらに、和紙生産者とクリエイター等との共働を支援し、新たなアイデアを取り入れた魅力的な土佐和紙の商品化を推進し、土佐和紙の需要を拡大するとともに、和紙生産者とクリエイター等との関係の構築を図る。

(3)内容

別添「令和5年度土佐和紙商品開発支援業務委託業務仕様書」のとおり

(4)委託期間

委託契約締結日～令和6年3月15日まで

2 見積限度額

4,499千円（消費税及び地方消費税額を含む）

3 審査委員会の設置

別途定める「令和5年度土佐和紙商品開発支援事業委託業務審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 企画提案者を募る方法

公募型

5 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、厳正かつ公平に審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを予め約束するものではありません。選定後、候補者と高知県は、企画提案書の内容をもとにして、業務の履行に必要な条件などの具体的な協議と調整（以下「交渉」という）を行い、この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。なお、5日以内（県の閉庁日を除く）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

6 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

(1)高知県の「令和3年度から5年度競争入札参加資格者登録（物品購入等関係）」に登録（または契

約締結時までに登録が予定) されていること。

(2) 地方自治法施行例第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 高知県物品購入等関係指名停止要領に基づき、指名停止などの措置を受けていない者であること。

令和 3 年度から令和 5 年度競争入札参加資格審査申請 (物品購入関係) について

[https://www.pref.kochi.lg.jp/shinsei_todokede_hojokin/shinsei_todokedeyoshiki/2021022200443/]

7 説明会

日時：令和 5 年 4 月 19 日 (水) 14:00 から

場所：高知本町ビル 4 階会議室 (高知市本町 5 丁目 2-17)

オンライン参加も可 (zoom 使用予定)

※参加はオフライン・オンライン合わせて 1 社あたり 3 名までとします。参加希望者は、令和 5 年 4 月 18 日 (火) 17 時までに、説明会参加申込書 (別紙様式 1) を FAX または電子メールで提出してください。

オンライン参加希望者には、説明会前日までにメールにてログイン ID をお知らせいたします。

8 質疑と回答

質疑は、令和 5 年 4 月 25 日 (火) 17 時 (必着) まで、別紙様式 2 により、持参、郵送 (書留郵便又は配達証明に限る) FAX 又は電子メールで受け付けます。FAX と電子メールの場合は、電話により着信を確認してください。

質疑と回答の内容は令和 5 年 4 月 27 日 (木) までに高知県商工労働部工業振興課のホームページに掲載します。

9 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者は、参加申込書 (別紙様式 3) に資格要件の確認書類 (別紙様式 5) 等を添えて申込を行ってください。申込に当たって提出する書類は次表に示します。

| | 提出書類の名称 | 用紙規格 | 提出部数 |
|---|---|---------|------|
| 1 | 参加申込書 (別紙様式 3) | A 4 縦方向 | 1 部 |
| 2 | 共同提案者一覧 ※別紙様式 4 複数の事業者による共同提案 (JV) の場合のみ必要 | A 4 縦方向 | 1 部 |
| 3 | 参加資格要件確認書 (別紙様式 5) | A 4 縦方向 | 1 部 |

(1) 参加申込書

ア 提出方法

持参又は郵送 (書留郵便又は配達証明に限る)

イ 提出期限

令和 5 年 5 月 2 日 (火) 17 時必着

ウ 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号

(2) 複数の事業者による共同提案（JV）の場合の留意事項

- ア 幹事者を決め、参加申込書（別紙様式3）は幹事者が提出してください。
- イ 全ての共同提案者について、共同提案者一覧（別紙様式4）に記入のうえ、併せて提出してください。
- ウ 参加申込書（別紙様式3）を提出した後に幹事者又は共同提案者に変更があった場合は、参加申込期限までに、変更後の参加申込書（別紙様式3）、共同提案者一覧（別紙様式4）を提出してください。

(3) 参加資格要件の確認

- ア 高知県商工労働部工業振興課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認の完了後、その結果を令和5年5月8日（月）までに申込者へ電子メールで通知します。
- イ 共同提案（JV）の場合は、全ての共同提案者から参加資格要件の確認書類を提出してください。

(4) 参加資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

- ア 参加申込書を提出した者のうち、資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及びその理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知書を受理した日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く）以内に、書面により、知事に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができます。
- イ 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く）以内に書面により回答します。

10 企画提案書等の作成

別途定める「令和5年度土佐和紙商品開発支援事業委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」に基づいて作成してください。

11 審査

別途定める「令和5年度土佐和紙商品開発支援事業委託業務の公募型プロポーザル審査要領」に基づき審査を実施します。

12 審査結果

審査結果は、審査委員会の後、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

13 日程（予定）

| | | |
|------|----------|----------|
| 令和5年 | 4月13日（木） | 募集開始 |
| | 4月19日（水） | 説明会 |
| | 4月25日（火） | 質疑書の提出期限 |
| | 4月27日（木） | 質疑書への回答 |
| | 5月2日（火） | 参加申込期限 |

| | |
|----------|----------------------|
| 5月8日(月) | 資格確認結果通知 |
| 5月15日(月) | 企画提案書の提出期限 |
| 5月22日(月) | 審査委員会(プレゼンテーション)(予定) |
| 5月24日(水) | 審査結果通知(予定) |

14 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写等(県庁内及び審査委員会での使用に限る)をします。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、対象文書として原則開示することになります。

なお、事業を営むうえで、競争上、又は事業運営上の地位その他利益を害すると認められる情報は、同条例第6条第1項第3号の規定により非開示となりますので提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式6により提出してください。

開示、非開示の判断は様式6に基づき行うものではなく、様式6を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

- (4) 契約者以外の企画提案の内容について、提案者の承諾なしには利用することはありません。

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合は、提案者は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約金保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規程により免除された場合又は契約規則第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。

17 問い合わせ先

高知県商工労働部工業振興課
担当：國藤、(不在時は)三宮

TEL : 088-823-9720 FAX : 088-823-9261
E-mail : 150501@ken.pref.kochi.lg.jp